

令和7年度（2025年度）

兵庫県社会人サッカーリーグ

運 営 要 項

主催：一般社団法人兵庫県サッカー協会

主管：兵庫県社会人サッカー連盟

令和7年度（2025年度）兵庫県社会人サッカーリーグ運営要項

1. 主催及び主管等

- 1-1. 主催：一般社団法人兵庫県サッカー協会（以下 県協会）
- 1-2. 主管：兵庫県社会人サッカー連盟（以下 社会人連盟）
- 1-3. 運営：各チームから選出された運営委員の責任において、ホームゲームの運営を行う。尚、運営委員長は社会人連盟の役員が務める。

2. 参加資格等

2-1. チーム

所属都市協会からの推薦を受けており、当該年度県協会（1種・社会人）に登録されたチームで公益財団法人日本サッカー協会（以下 JFA）の承認が済んでいること。

チーム数は、12チームとする。

2-2. 選手資格及び追加選手登録

当年度当該チームに登録された選手で、試合6日前までに「JFA KICKOFF」に大会エントリーが完了していること。但し、顔写真の登録が無い者は出場を認めない。追加選手の登録も同様とし随時、認めるものとする。

2-3. 運営費

リーグの運営費用は全て、各チームで負担する。

3. 組合せ及び日程

- 3-1. 毎年度の全試合（入替戦を含む）終了後、運営委員会事務局において当年度順位により、翌年度の組み合わせ及び日程を立案し、決定する。原則として日程変更は行わない。

- 3-2. リーグ戦は、今年度に限り3月30日～10月末日までに実施する。

4. ユニフォーム

JFAが規定する「ユニフォーム規程（2024年11月）」に準ずる。

[br22.pdf \(jfa.jp\)](#) ※選手用具に関する運用緩和は適用しない。

〔着用義務〕

チームは試合においては、登録した背番号の付いたユニフォームを着用しなければならない。但し、FPがGKを務める場合のみ特例を認める。

〔選手の用具〕

- ①本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ②正・副の2色については明確に異なる色（4種類）とする。

③主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

④前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

⑤如何なる理由によらず貼り番号は一切認めない。

⑥チームキャプテンはフィールド上で識別できるアームバンドを着用すること。アームバンドは単色とするが、昨年度から着用しているアームバンドについては2色以上であっても着用を認める。

[その他]

交代選手は必ず、ユニフォームの色彩と異なる色のビブスを着用すること。

5. 試合

5-1. 競技規則

当該年度 JFA 発行の「サッカー競技規則」を適用する。

5-2. 形式

ホームアンドアウェイ方式とし、2回戦総当たりで行う。

5-3. 時間

前半 40 分、後半 40 分、計 80 分とし延長戦は行わない。原則、前半終了から 10 分後に後半を開始するものとする。

熱中症対策により、飲水タイムが必要な場合は試合前ミーティングにおいてその方法、回数を決定する。（原則、前後半ともクーリングブレイクを含めて 1 回までとする）

落雷、その他の事情により試合を中断し、再開後に規定の試合時間を消化できない場合は予め、終了時間を設定するものとする。但し、前半を終了する見込みがない時は試合を再開しない。（原則、前半が終了した時点で試合は成立したものとする）

5-4. メンバー提出

試合開始 40 分前までに先発選手 11 人、交代要員 9 人以内、ベンチスタッフ 6 人以内を記入し、運営担当者に 2 部提出する。（メンバー用紙は「GoalNote クラウド」から各チームで準備すること）

5-5. 試合前ミーティング

試合開始 40 前に試合前ミーティングを実施する。ミーティングの出席者はマッチコミッショナー（以下：MC）、運営担当者、審判員、チーム代表者とし、運営担当者が司会を行うものとする。

5-6. 競技者の数

試合開始時に 11 人（GK を含む）に満たないチームは棄権とみなし、相手チームの勝ちとする。

5-7. 交代要員の数及び交代回数

最大 7 人の交代要員を使うことができ、交代回数はハーフタイムを除き 3 回までとする。但し、交代要員の数には脳振盪交代の数も含む。脳振盪交代による交代要員及び交代回数の追加は行わない。

5-8. ベンチ入りスタッフ

事前に登録されたスタッフのうち 6 人までベンチ入りを認める。

5-9. 記録

試合記録は所定の様式または「GoalNote クラウド」により、ホームゲームの運営担当によって取るものとする。試合終了後、相手チームの確認を経て、競技責任者・主審の署名を以て記録は成立するものとする。試合中「GoalNote クラウド」による記録を行わなかった場合は、試合終了後速やかに試合結果を登録し、その他の記録は遅くとも、当日中に登録するものとする。

5-10. 順位の決定

試合の勝者には勝ち点 3 点、引き分け 1 点、勝ち点合計が同一のチームがある場合は以下により順位を決定する。

- ① 全試合のゴールディファレンス（得点－失点）
- ② 全試合の総得点
- ③ 当該チーム間の対戦成績
 - 1) 勝ち点 2) ゴールディファレンス 3) 総得点
- ④ ①～③が共に同じで順位を決定する必要がある場合は決定戦を行う。

5-11. 棄権の取扱い

棄権となった場合は、1 回目は勝ち点 3 点をマイナスとし、試合のスコアを 0 対 3 とする。棄権の回数が 2 回となった場合は、当該チームの成績を全て抹消し、以後の試合は行わない。

5-12. 規律関係

- 1) 当リーグの規律委員会は社会人連盟内に置くものとし、規律委員長は社会人連盟の役員が務める。
- 2) 試合中、退場を命ぜられた選手は、次の公式戦の出場を禁じ、以後の処置は当リーグ規律委員会の裁定に従う。

3) 当リーグの各種大会における警告累積による停止処分については、JFA 懲罰規程に従い実施する。

例：県リーグ・リーグ戦途中で出場停止処分を受けた場合においては、直後のリーグ戦で出場停止とする。なお、リーグ戦残試合数をもっても出場停止処分を消化できない場合については、リーグ戦終了直後の公式試合においてその処分を消化する。

4) 上記出場停止中の選手を出場（エントリー、ベンチ入りを含む）させた場合、リーグの最終獲得勝ち点より3点をマイナスし順位を決定する。

5) 出場停止選手の管理の最終責任は当該チームにあるものとする。尚、「GoalNoteクラウド」の掲載事項に誤りがあった場合は速やかに事務局に連絡すること。

6) その他、当リーグの各種大会における規律・処分・懲罰各事案については、全て JFA 懲罰規程（2024.11.21 改正）に従い、当リーグ規律委員会において決定する。

5-13. 試合球

ホームチームは予め、事務局から送付された試合球を当該試合において準備する。1球は新球とし、予備球は使用回数2回未満のものとする。（試合球の経費はチーム負担とする）

5-14. 落雷事故防止に関する試合の取り扱い

1) 試合開始後、雷のために試合を中断し、規定の試合時間を消化できない場合で、前半が終了している場合はその時点でのスコアとする。

2) 試合開始前、または前半終了前に中止となった場合は別途、協議して決定する。

5-15. その他

上記に定めていない事項については、社会人連盟で取り決め事項を決定する。

6. 審判

6-1. 主審は県協会審判委員会に社会人連盟から派遣を依頼する。

6-2. 副審は当該試合のホームチームが所属する都市協会に派遣を依頼する。

6-3. 審判員経費については次に定める金額とし、経費は全てチーム負担とする。

・主審：5,000円＋交通費

・副審：4,000円（交通費を含む）

※交通費については県協会旅費規程により算出する。

7. 表彰

7-1. チーム表彰は1位、2位の成績優秀チーム、及びフェアプレイ賞該当チームとする

7-2. 個人表彰は以下のとおりとする

1) 最優秀選手、優秀選手、敢闘選手、最多得点者

※最多得点者以外は各チームの記名投票にて決定する。

2) その他、特に表彰を必要とする場合は個別に決定する。

7-3. 表彰式

リーグ戦終了後、表彰式を実施する。日程、場所等は事務局より連絡する。

8. 罰則

8-1. 規約の不履行

規約の不履行を行じた場合は、社会人連盟の決定に従うこととする。

8-2 公序良俗に反する行為

リーグの良質な運営に反するチーム等の行為については、社会人連盟で調査し、問題があると判断される場合においてはリーグより是正勧告を行う。なお、再三の勧告に従わず公序良俗に反する行為を繰り返す場合には、社会人連盟においてチームの勝点剥奪や試合の没収、除名等を決定する。また、所属都市協会からの推薦が取り消された場合には自動的に除名となる。

9. 入替

- 1) リーグ最下位のチームは都市リーグへ自動降格とし、リーグ 11 位チームは都市リーグ決勝大会 2 位チームと入替戦を行う。
- 2) 上位リーグへの昇格チーム、または上位リーグからの降格チームがあった場合は、全 12 チームとなるよう各リーグの自動降格、及び入替戦の対象チームを決定するものとする。この場合でも、都市リーグ決勝大会 1 位チームの自動昇格及び 2 位チームの入替戦の出場は保障される。
- 3) 入替戦は「兵庫県社会人サッカーリーグ入替戦大会要項」に準じるものとする。

10. 試合の運営

10-1 ホームチームの業務

1) タイムスケジュール

ホームチームは試合週の水曜日までにタイムスケジュールを作成し、運営委員（社会人連盟担当者）に送付する。

2) 場内整備

グラウンド整備、ライン、ネット、ベンチ（テクニカルエリア）コーナースタック、記録席、更衣室（選手、審判）等の準備。但し、ホームゲームが事務局で手配した会場で実施される場合は、当該会場と連絡を密にして実施することとする。

3) 試合球の準備

※本要項 5-13 参照

4) 記録員の配置

1人以上、運営担当ビブスを着用の上、会場の中央部に位置し、試合の記録及び選手交代の補助等を行う。

5) ボールパーソン

ボールパーソンの配置は必須ではないが、試合前ミーティングにおいて両チーム協議の上、配置しても構わないが、均等に配置されなければならない。但し、マルチボールシステムは行わないものとする。

11. マッチコミッショナー（MC）

11-1. 各試合においてMC1名を配置する。MCは社会人連盟が派遣する。

11-2. 役割

- 1) 試合運営の統括責任者である。
- 2) グラウンド状況の把握
- 3) 試合運営状態、試合進行状態の把握とチェック
- 4) 選手態度のチェック
- 5) 審判員のチェック
- 6) 悪天候や試合におけるトラブル等が発生した場合、審判団、運営責任者との協議のうえ試合続行の可否について最終判断を下す。
- 7) 試合終了後、主審と共に公式記録の確認、承認を行う。
- 8) 試合終了後、48時間以内に「競技責任者報告書」を提出する。また、重要な問題が生じた場合は「重要事項報告書」も提出する。（※提出先は運営委員長）

11-3. MCの謝金は1試合につき5,000円（交通費を含む）とし、費用は全てチーム負担とする。

12. 各種大会への出場権利

12-1. 前期リーグ戦（第11節）終了時点で、リーグ上位2チームは「全国社会人サッカー選手権関西大会」に出場する権利を与える。

12-2. 後期リーグ戦（第22節）終了時点で、リーグ上位2チームは「関西府県サッカーリーグ決勝大会」に出場する権利を与える。

13. その他

その他、運営要項に記載されていない事象等が発生した場合は社会人連盟で協議し、決定するものとする。

施行

本要項は2025年3月30日から施行する。